

伊勢原市公告第80号

飲料用自動販売機の設置事業者募集について、一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び伊勢原市契約規則（平成元年規則第11号）第5条の規定により次のとおり公告する。

令和8年5月25日

伊勢原市長 萩原 鉄也

1 一般競争入札に付する財産（貸付物件）

別紙1「物件一覧兼物件個別明細」のとおりとする。

2 入札参加者の資格

この入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 伊勢原市競争入札参加資格停止等措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号に掲げられた者でないこと。
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する2年以上の実績を有していること。
- (7) 国税及び市税（伊勢原市に納税義務がある場合）の未納がないこと。

3 貸付条件等

(1) 貸付期間

令和8年10月1日（木）から令和11年9月30日（日）まで

(2) 貸付料

入札により決定した貸付料率に売上額を乗じた額を貸付金額としたものを半期ごとに納付。ただし、屋内設置の場合、貸付料は貸付金額に、別途、消費税及び地方消費税を加算した額とする。

4 説明会の実施

(1) 実施日

令和8年6月18日（木）午前9時から

(2) 会場

伊勢原市役所本庁舎2階 2C会議室（伊勢原市田中348番地）

5 募集要項及び申請用紙等の配布

(1) 配布期間

令和8年6月18日（木）午前9時から

(2) 配付場所

伊勢原市ホームページからダウンロード。下記リンク参照

<https://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2026052000018/>

なお、申請用紙等は伊勢原市ホームページ上では下記の申し込み期限以降も一定期間閲覧できる。（概ね期限から一週間）

6 入札参加申込

本入札の参加を希望する者は、「令和8年度伊勢原市自動販売機設置事業者募集要項」に定める一般競争入札参加資格認定申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申込期間

令和8年6月18日（木）から令和8年7月3日（金）まで（土日祝日を除く）

(2) 時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）

(3) 提出場所

伊勢原市役所本庁舎1階 企画部 デジタル・行政経営課行政経営係

(4) 提出書類

1部（関係資料は別に指定する部数）

7 入札参加資格の確認結果通知

入札参加申込者の入札参加資格有無の結果（一般競争入札参加資格確認結果通知書）を郵送で入札参加申込者に送付する。（令和8年7月6日（月）発送予定）

なお、入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、同通知書到達後60日以内に経営企画課に書面を持参すること。

回答は、説明を求められた日から7日以内に書面で行う。

8 募集要項等に対する質問

募集要項等に対する質問がある場合は、質疑回答書（第7号様式）に必要事項を記載の上、電子メールで提出すること。なお、質問がない場合は、質疑回答書の提出は不要とする。

(1) 受付期間

令和8年6月18日（木）から令和8年7月3日（金）まで

(2) 提出先

伊勢原市企画部デジタル・行政経営課行政経営係

(3) 提出先電子メールアドレス

jyouhou-system@isehara-city.jp

(4) 回答方法

個別回答は行わず、令和8年7月7日（火）に、質問者名を伏せた上で伊勢原市ホームページにて公表する。なお、回答に対する問い合わせ及び異議申し立ては、受け付けない。また、質問に対する回答は、募集要項等の追加又は修正とみなす。

9 入札日時及び場所

(1) 入札日時

令和8年7月21日（火）午後1時30分から

入札は、31台の自動販売機を11のグループに分けて、グループごとに順に実施する。各グループの入札時間は別紙2「物件グループ明細」のとおりとする。

(2) 場所

伊勢原市役所本庁舎3階 3A会議室

10 入札及び落札者の決定方法

(1) 入札の方法

ア 入札書には、貸付料率を記載すること。また、入札書には、グループ番号をこの公告の記載に従い正確に記入すること。

イ 入札者が代理人である場合においては、入札書には代理人の印のほか、代表者印（受任者印）を押印すること。代理人が入札を行う場合において、委任状の提出がない（入札書への委任に関する記載がない）時は、入札に参加することはできない。

ウ 入札を希望しない場合は、「入札辞退届」を郵送又は持参により入札執行前までに提出すること。

(2) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格を有しない者若しくは虚偽の申請を行った者のした入札、その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 落札者の決定方法

開札の結果、市の定めた最低貸付料率以上で、最高の貸付料率をもって入札した者を落札者と決定する。ただし、落札者と同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに「くじ引き」によって落札者を決定する。

11 入札保証金

免除

12 入札結果の公表

入札結果は、次の事項について公表するものとする。（ただし、個人名及び個人の住所については除く）。

(1) 落札者名

(2) 落札料率

(3) 入札参加者数

13 契約保証金

免除

14 貸付契約の締結

落札者は落札決定の日から起算して7日以内（最終の日が土日祝日の場合は、その直後の平日まで）に契約を締結しなければならない。

15 その他

(1) 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求め、又は実態調査を行うことがある。

(2) 提出された資格確認資料は、返却しない。

(3) 提出された資格確認資料を公表し、また無断で他の目的に使用することはしない。

(4) 入札参加者は、契約書案を熟読し、入札の心得を遵守すること。

(5) 入札を公正に執行することが困難と認めるとき、その他やむを得ない事情があるときは、入札を延期し、または中止することがある。この場合において、入札参加資格を有する者は異議を申し立てることはできない。

(6) 本書に記載のない事項については、令和8年度伊勢原市自動販売機設置事業者募集要項による。

16 入札に関するお問い合わせ

伊勢原市役所 企画部 デジタル・行政経営課行政経営係

電話番号 0463(94)4550